## 4月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和4年4月26日(水) 午後2時00分~午後2時38分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教育長 渡辺 宜宏

委員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 西川 倫子事務局 教育次長(寺本賢介) 教育総務課長(松本圭史)学校教育課長(鈴木聖慈) 幼児教育課長(豊田香織)スポーツ・生涯学習課長(戸田昌宏) 図書館長(菅沼 稔)教育総務課長代理(竹中幹晴)

- 4 報告 第3号 ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命 について
  - 第 4 号 湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について
  - 第 5 号 湖西市立保育所及び幼保連携型認定こども園における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について
- 5 議 案 第 14 号 湖西市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について

## 午後2時00分開会

(渡辺教育長) 出席は5名、定足数に達しているので、令和4年4月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局 の発言を認める。教育総務課長。

(教育総務課長) 2月の教育委員会定例会において承認頂いた議案第3号「令和4年 度当初予算要求について」、3月23日開催の湖西市議会3月定例会において一般会計 予算のうち教育委員会関係予算、歳入11億2,846万8,000円、歳出38億4,406万1,000円 が要求どおり可決されたので、報告する。

**(渡辺教育長)** それでは審議に入る。

報告第3号「ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命について」、事 務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 報告第3号「ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命について」、ジュニアスポーツクラブ推進委員会設置要綱(平成6年湖西市教育委員会告示第11号)第4条の規定により、下記の者をジュニアスポーツクラ ブ推進委員に委嘱又は任命したので報告する。令和4年4月26日提出 湖西市教育委 員会 教育長 渡辺 宜宏。

委嘱した委員は、名簿にあるとおり18人で、任期は令和4年4月1日から令和5年 3月31日までの1年間である。中学生を対象に地域のスポーツ指導者により、学校の 特を外してジュニアスポーツクラブを開設し、地域におけるジュニアスポーツ活動の 啓発を図ることを目的に推進委員会を設置している。委員は5人が新任の委員で、他 15人の委員は再任となり、スポーツ関係団体の役員、各種目の指導者、中学校教頭と 行政職員で構成している。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第4号「湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。 (渡辺教育長)

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第4号「湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱につ 、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定により、下記の 者を湖西市スポーツ推進委員会委員に委嘱したので報告する。令和4年4月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

委嘱した委員は、名簿にあるとおり20人で、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間である。スポーツ推進委員には、スポーツ活動の促進に寄与していただき、各種事業や行事の企画運営協力をいただいている。今回の委嘱にあたっては、全員が再任となるが、前回委嘱時より4人の委員減となる。
(渡辺教育長) 質疑のある方は会話をするように。

(河合委員) 各地区バランスよく構成されているということであるが、各地区何人程 度であるか。

(スポーツ・生涯学習課長) 各地区2人から3人程度である。 (袴田委員) 退任された4人の退任理由は。

(スポーツ・生涯学習課長) 詳しい理由までは聞いていない。

続いて、報告第5号「湖西市立保育所及び幼保連携型認定こども園 における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正に 事務局の説明を求める。 ついて」.

(幼児教育課長) 報告第5号「湖西市立保育所及び幼保連携型認定こども園における 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について」 湖西市立保育所及び幼保連携型認定こども園における独立行政法人日本スポーツ振興 センター共済掛金に関する規則(令和2年湖西市規則第27号)の一部を別紙のとおり 改正したので報告する。令和4年4月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

湖西市立の保育所や幼保連携型認定こども園では、保護者の同意のもと、すべての 在籍園児が日本スポーツ振興センターの災害共済給付に加入している。この掛金のう ち、要保護者については全額免除していることから、免除前の金額を特に規定していなかったが、同センターから、要保護者の掛金を明記するよう指摘があったことから、 本内容に改正したものである。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。 **(袴田委員)** 保育所が24円なのに対し、こども園はなぜ162円なのか。

(幼児教育課長) 日本スポーツ振興センターの要綱にある区分表に基づき設定されて

**(袴田委員)** もともとの区分が決まっているということでいいか。

(幼児教育課長) そのとおりである。

(河合委員) 要保護者というのはその親を指すことは分かるが、一般というのはだれ を指すのか。

(幼児教育課長) 要保護者は生活保護法で保護を受けているか否かに関わらず、保護 を必要とする状態かつ非課税世帯である者を指し、一般というのはそれ以外の者を指 す。

**(河合委員)** 保護者の中でも区分が2つに分かれているということでいいか。 (幼児教育課長) そのとおりである。

(渡辺教育長) 続いて、議案第14号「湖西市立学校における独立行政法人日本スポー ツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。 (学校教育課長) 議案第14号「湖西市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興 センター共済掛金に関する規則(令和2年湖西市教育委員会規則第6号)の一部を別 紙のとおり改正したいので承認を求める。令和4年4月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

法人日本スポーツ振興センター法施行令第10条の規定により、保護者負担額に関し、 必要な事項を定めているものである。要保護者の保護者負担額を明記するため、保護 者負担額を示した表を、一般と要保護者の欄を設けるよう変更する。第2条に定義と して、保護者負担額と要保護者を示している。保護者負担額とは、湖西市立の幼稚園、 小学校及び中学校の児童生徒等の保護者から徴収する共済掛金の年額であり、要保護 者とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者のこ とである。保護者負担額は、小中学校では、一般460円、要保護者20円、幼稚園は、 一般も要保護者も162円となる。なお、この規則は公布の日から施行するものとして いる。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。 (袴田委員) 要保護者の保育園24円と小中学校の20円の差は何かあるのか。

(学校教育課長) 日本スポーツ振興センターより指定されているため当方で決めてい る金額ではない。

(渡辺教育長) それでは、議案第14号「湖西市立学校における独立行政法人日本ス ポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について」を採決を行うがよろ しいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

## (举手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第14号「湖西市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について」は原案 のとおり承認された。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。 れにて、令和4年4月湖西市教育委員会定例会を閉会する。